

アメリカ合衆国におけるダム撤去の社会政治構造 Social and Political Structure of Dam Removal in the United States

○野田 浩二¹・前田 滋哉²・皆川 明子³・和田 一哉⁴・小林 久²
Koji Noda¹, Shigeya Maeda², Akiko Minagawa³, Kazuya Wada,
and Hisashi Kobayashi²

1 はじめに

本発表の目的は、先進事例として、アメリカ合衆国におけるダム撤去の政治経済状況について発表することにある。取り上げる事例は、オレゴン州からカリフォルニア州にかけて流れ、サケ類の重要生息地であるクラマス川 (Klamath River) である。この事例では、連邦政府や各州政府だけでなく先住民も重要な政策決定者となっており、アメリカ最大のダム撤去事例となる。

2 アメリカにおける水利利用制度^[1]

映画「ダムネーション」にみられるように、ダム撤去を求める世論は強まっているが、アメリカ西部の水力発電は安価な電力供給源でありこの点を強く主張する人も少なくない。

水利権 (water rights) の管理は州政府であり、西部では早い者勝ちの原則が適用されている。連邦政府は、たとえばコロンビア川のように舟運可能な河川における管理権を有しておりダムや水力発電を建設する。具体的には、内務省開墾局 (Bureau of Reclamation) と陸軍工兵隊 (U.S. Army of Engineering Corps) が利水者となる。さらに、非連邦機関による水力発電の建設や運営には、エネルギー省の一組織である Federal Energy Regulatory Commission (FERC) からの許可 (有期) が必要となる。ライセンス更新審査基準のひとつに環境保全が追加されたことで、水力発電の更新審査とダム撤去が結びつけられることになった。たとえばライセンス更新のために

魚道設置を求めた結果、ダム撤去の方が維持するよりも安上がりになり得る。わが国では注目されてこなかったが、FERCによる水力発電のライセンス更新審査のあり様が河川生態系再生のために重要となっている。

3 クラマス川ダム撤去問題史^[2,3,4]

クラマス川は絶滅危惧種 (サケ) などにとって貴重な場所であるが、4つの水力発電やダム (民間企業 PacifiCorp が所有) があり、遡上を妨げている。さらに上流部 (オレゴン州内) には、内務省開墾局の開墾地・農地があり、Indian 居留地もある (Indian Federal reserved Water Rights がある)。このような社会・政治構造のもとで、絶滅危惧種回復のために水力発電を撤去するのかが争点になってきた。以下、クラマス川ダム撤去の問題史をあげる。

- + 1997年 National Marine Fisheries Service が coho salmon を絶滅危惧種法の絶滅危急種に指定
- + 2001年 深刻な渇水がおり、内務省開墾局は絶滅危惧種への悪影響を緩和するために、契約農家への配水量を減らした。農家の被害額は27万ドルから47万ドルと推定
- + 2002年：ブッシュ政権が農家を優遇するような政策を転換
- + 2004年2月：PacifiCorp が FERC へライセンス更新を申請
- + 2007年：FERC がライセンス更新審査にお

¹ 東京経済大学経済学部 ¹Faculty of Economics, Tokyo Keizai University

² 茨城大学農学部 ²College of Agriculture, Ibaraki University

³ 滋賀県立大学環境科学部 ³School of Environmental Science, The University of Shiga Prefecture

⁴ 長崎県立大学国際社会学部 ⁴Faculty of Global and Media Studies, University of Nagasaki

キーワード：河川管理、水利権、ダム撤去、費用負担

- いて追加的な環境保全対策（魚道設置など）を求めた←オレゴン・カリフォルニア州政府は水質浄化法の権限に基づき、ライセンス更新に反対
- + 2008年：ダム撤去を目指すことで合意
 - + 2009年9月-2010年2月：利害関係者間で、(1)Klamath Hydroelectric Settlement Agreement, (2)Klamath Basin Restoration Agreement が合意される(2020年までにダム撤去など)
 - + 2011年：連邦議会が2010年合意を実現するような法律を可決せず
 - + 2013年4月：内務省がクラマス川の Final Environmental Impact Statement を発表
 - + 2013年3月：オレゴン州政府は、当地インディアンが最も古い水利権を持つことを認めた
 - + 2014年3月：The Upper Klamath Basin Comprehensive Agreement 締結
 - + 2014-2015年：この合意を実現させるための法案が可決されず←連邦議会の承認が得られずに停滞
 - + 2016年4月6日：利害関係者（連邦政府、州政府、先住民、環境保護団体など）は the 2016 Klamath Power and Facilities Agreement を締結し、4つのダムが2020年まで（予定）に撤去されることに←議会の承認が得られないので、議会の承認を必要としない別の方法が考えられた^{5,6)}

4 考察

誰がクラマス川の4つのダム撤去費用を負担するのだろうか。(1) オレゴン州とカリフォルニア州の電力利用者は上限200万ドルの範囲で負担し、オレゴン州が92%、カリフォルニア州が8%とされる。(2) 撤去費用が200万ドルを超えたとき、カリフォルニア州は上限250万ドルの範囲で負担する。事実上、ダム所有者の電力会社は撤去費用を負担しない²⁾。今回のダム撤去を可能とする社会・政治構造は下記の通りである。

- + 先住民がもっとも古い水利権を持つことが正式に認められた←アメリカ西部の水利権の基

本ルールである早い者勝ちに従うと、先住民の水利権がもっとも優先的に保護される

- + FERC 管轄の水力発電ライセンス更新の審査過程でダム撤去が浮上

- + とはいえ所有者の同意を得るために、電気利用者負担を許可し税金も投入される
- + ダム撤去に伴うかんがい農家への経済的被害をなくすための財政措置も同時に導入された←政治的抵抗の緩和

アメリカでも、巨大で経済的に重要なダムを撤去しているわけではないが、それでも河川生態系再生のためにダムの撤去が動き出している。ダム撤去を可能とする政治構造は、単なる環境保全派と開発派の対立ではなく、先住民の文化をどのように再生するのか、撤去費用の一部を電気利用者に課すことができたといった、より複雑な構造となっている。これらの点を踏まえて、さらなる調査を実施する予定である。

謝辞 本研究は、JSPS 科研費（基盤研究 B）26310301 の助成を受けた。記して感謝申し上げる。

引用文献 [1]野田浩二(2011)『緑の水利権：制度派環境経済学からみた水政策改革』武蔵の大学出版会。[2]野田浩二(2015)「河川再生のための水利利用制度改革：アメリカ・オレゴン州流水権制度を事例に」『森林科学』75, 14-18。[3] Doremus, Holly., and A. Dan Tarlock (2008), *Water War in the Klamath River*. Washington, DC: Island Press.[4] Allen, David N. (2010), “The Klamath Hydroelectric Settlement Agreement: Federal Law, Local Compromise, and the Largest Dam Removal Project in History”, *Hastings West-Northwest Journal of Environmental Law and Policy* 16: 427-470. [5] ”2016 Klamath Power and Facilities Agreement”(https://www.doi.gov/sites/doi.gov/files/uploads/Klamath%20Power%20%26%20Facilities%20Agrmt%202016.pdf).[6] “Klamath Hydroelectric Settlement Agreement (amended April 6, 2016)”(https://www.doi.gov/sites/doi.gov/files/uploads/KLAMATH%20HYDROELECTRIC%20KHSA%20with%20App%204-6-16.pdf)